

社会福祉法人友朋会
りつりん館アドバンス

重要事項説明書
(介護予防型通所サービス)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定：第 3870101585 号)

(利用者) _____ 様

当事業所は利用者に対して介護予防型通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について次の通り説明します。

1. 経営法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 友朋会
- (2) 所在地 〒790-0912 愛媛県松山市畑寺町丙 1 番地 2
- (3) 連絡先 電話：089-931-8080 FAX：089-931-8000
- (4) 代表者名 理事長 栗林雄司

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定介護予防型通所サービス事業所(松山市指定：第 3870101585 号)
- (2) 事業所の名称 介護予防型通所サービス事業所りつりん館アドバンス
- (3) 所在地 〒790-0912 愛媛県松山市畑寺町丙 1 番地 2
- (4) 連絡先 電話：089-931-8080 FAX：089-931-8000
- (5) 管理者名 施設長 天野美穂
- (6) 併設事業 当事業所は、次の施設に併設して実施しています。
指定介護老人福祉施設（松山市指定：第 3870101791 号）
- (7) 通常の事業の実施地域 松山市全域
- (8) 利用定員 28 人

3. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業所の目的

在宅にお住まいの虚弱な方や寝たきりの方、又はお一人でお住まいの方に対し、日帰りで入浴・食事・レクリエーション等を提供することにより、自立を支援し心身機能の維持向上を図るだけでなく、ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的としたサービスを提供します。

(2) 事業所の運営方針

自立した生活が送れるよう、必要な日常生活上の世話・機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消・心身の機能維持を図る。

4. 営業日及び営業時間

- 営業日 : 月曜日～土曜日(12月30日～1月3日を除く)
- 営業時間 : 午前8時30分～午後17時30分
- サービス提供時間 : 午前9時～午後16時30分

5. 職員の職種及び人数、職務内容

当事業所では、利用者に対し介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

【職員の配置体制】

職種	常勤	非常勤	職務内容
施設長	1名		業務の一元的な管理
生活相談員	1名	2名	利用者からの生活相談業務にあたります。
介護職員	3名	1名	利用者の介護にあたります。
看護師	1名	2名	利用者の看護及び健康管理にあたります。
機能訓練指導員	1名		機能訓練の実施にあたります。

6. 主な職員の勤務体制

職種	勤務時間
施設長	8:30～17:30 (月～金)
生活相談員	9:00～18:00 (シフト制)
介護職員	8:30～17:30 (シフト制)
看護師	9:00～18:00 (シフト制)

7. 利用料及びその他の費用

- (1) 介護予防型通所サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(別表1参照)
- (2) 当事業所は前項の規定する額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができます。
 - 一. 昼食費 570円 (おやつ代含)
- (3) 当事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

8. 利用料等のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- (1) 事務所での現金支払い
- (2) 指定口座への振り込み 伊予銀行大街道支店 普通預金 1747115

9. サービス利用を終了する場合

(1) 契約の終了

当事業所との契約において終了期日は定めておりません。従って、以下の事項が無い限り、継続してサービスを利用することができます。ただし、仮に以下の事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者が要介護認定において自立又は要介護と判定された場合
- ③ 利用者が他の介護保険事業所等に入所した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合又は破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- ⑦ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑧利用者から契約終了の申し出があった場合

⑨事業者から契約終了の申し出を行った場合

(2)利用者からの申し出により契約が終了する場合

契約の有効期間であっても、利用者からサービス利用終了を申し出ることができます。その場合には、希望する日の7日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、サービスの利用を終了することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②事業者もしくはその職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

③事業者もしくはその職員が守秘義務に違反した場合

④事業者もしくはその職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑤他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業所からの申出により契約が終了する場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約は終了とします。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②利用者によるサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④利用者の行動が他の利用者や職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

10. 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ非常災害に関する具体的計画を作成し、施設の見えやすい場所に掲示するとともに、当該計画に基づき、利用者及び職員等の訓練を行います。

11. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかにご家族へ連絡するとともに、主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います

13. 損害賠償

- (1) 当事業所は、当該サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は責任を負いかねます。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及びその身元引受人は連帯してその損害を賠償するものとします。

14. 個人情報保護

当事業所及び職員は、業務上知りえた利用者又はご家族の秘密を遵守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

15. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(苦情解決のための仕組みについては別紙)

○苦情受付担当者

事業所長：天野美穂 担当：菅栄一

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

○連絡先

TEL：089-931-8080

○第三者委員

石岡佳子様 TEL：089-914-0689

上野久子様 TEL：089-931-8537

(2) 行政機関その他苦情受付期間

松山市役所介護保険課(平日 8:30～17:30)

TEL：089-948-6968

愛媛県国民健康保険団体連合会(平日 8:30～17:30)

TEL：089-968-8700

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

TEL：089-998-3477

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17. 事業所利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、利用当日体調の変化があった際には事業所の職員にご連絡ください。
- (2) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。
- (4) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動な

どはご遠慮ください。

(5) 当事業所内は全館禁煙です。

介護予防型通所サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 : 愛媛県松山市畑寺町丙1番地2

事業者名 : 介護予防型通所サービス事業所りつりん館アドバンス

管理者名 : 印

説明者 : 印

【利用者】

住所 :

氏名 : 印

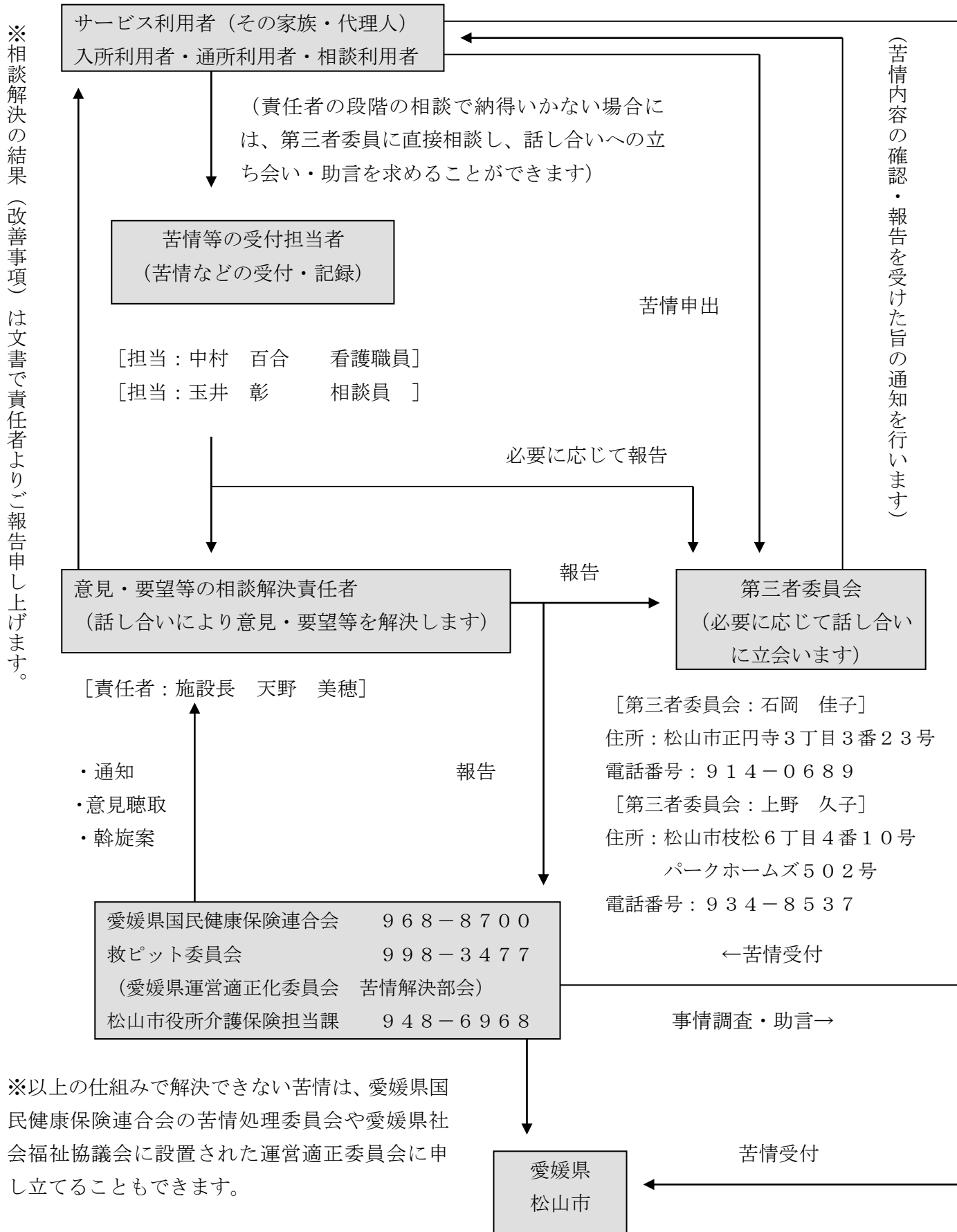
【家族又は代理人】

住所 :

氏名 : 印

続柄 :

苦情解決のための仕組みについて



※以上の仕組みで解決できない苦情は、愛媛県国民健康保険連合会の苦情処理委員会や愛媛県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。